**伊万里市内水ハザードマップ作成業務委託に係る**

**公募型プロポーザル実施要領**

**１ 趣　旨**

伊万里市が行う内水ハザードマップ作成について、事業者に業務委託をするにあたり、その事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

**２ 業務の概要**

（１）業 務 名 　令和７年度　伊万里市内水ハザードマップ作成業務委託

（２）履行期間 　　契約締結の日から令和８年３月１０日まで

（３）業務内容

別添「伊万里市内水ハザードマップ作成業務委託仕様書」による。

（４）見積限度額

３，３２２，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

（５）契約方法　公募型プロポーザル方式による随意契約とする

**３ 参加資格**

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、本業務を遂行するに十分な能力を有する者とし、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により、一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

（２）参加表明書の提出締切日において、伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（平成１６年告示第８１号）に基づく指名停止を受けている者でないこと。

（３）参加表明書の提出締切日において、国税及び地方税の滞納の無い者であること。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（５）次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること（提案者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）。

ア　自己又は自社の役員等が伊万里市暴力団排除条例（平成２４年条例第１号）第２条第４号に規定する暴力団等である。

イ　役員等（提案者が個人である場合にはその者を、提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）である。

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。

エ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

キ　再委託等の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している。

（６）仕様書に定める業務を実施することができること。

（７）提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

（８）類似業務実績が１件以上あること。

　　　（類似業務実績：過去３年以内にハザードマップを作成した実績）

**４ プロポーザルに係る日程（全て令和7年）**

|  |  |
| --- | --- |
| 公募開始 | ９月２５日（木） |
| 質疑受付締切 | １０月７日（火） |
| 質疑に対する回答 | １０月１４日（火）までにホームページに掲載 |
| 参加表明書等提出締切 | １０月１５日（水） |
| 資格審査の結果発表通知 | １０月２８日（火） |
| 提案書等受付締切 | １１月４日（火） |
| 一次審査（書類審査） | １１月７日（金） |
| 一次審査結果通知 | １１月１０日（月） |
| 二次審査（プレゼンテーション審査） | １１月２１日（金）（予定） |
| プロポーザル審査結果通知 | １１月下旬 |
| 契約締結 | １２月上旬 |

**５ 実施要領等の交付**

（１）交付期間

令和７年９月２５日（木）から令和７年１０月２４日（金）まで

（２）交付場所　　伊万里市公式ホームページよりダウンロード

（３）交付する資料

①伊万里市内水ハザードマップ作成業務委託プロポーザル参加表明書

②伊万里市内水ハザードマップ作成業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

③伊万里市内水ハザードマップ作成業務委託仕様書

④伊万里市地域防災計画

**６ 質問及び回答**

プロポーザルに関する説明会等は開催しない。質問等がある場合は、次により行うも

のとする。

（１）質問書（様式４）の提出

提出期限　 令和７年１０月７日（火）１７時

受付方法　①指定様式による紙媒体で持参

②指定様式による紙媒体でFAX

③電子メール（記載内容が同様であれば指定様式でなくても可）

※②と③については、受取に関するトラブルを回避するため、送付後に電話にて到着の確認を行うこと。時間差が生じるため郵送は不可とする。

受付場所：伊万里市役所　上下水道部下水道施設課

　　　　　TEL：０９５５－２３－２３９９（直通）

　　　　　FAX：０９５５－２２－２１４７

E-mail：gesuidou-shisetsu@city.imari.lg.jp

※本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

（２）質問への回答

質問への回答は令和７年１０月１４日（火）までに随時ホームページに掲載する。

**７** **参加申込手続きについて**

本プロポーザルへの参加を希望する者は、伊万里市内水ハザードマップ作成業務委託プロポーザル参加表明書（様式１）に別に定める書類を添えて提出すること。

なお、期限までに参加希望書の提出のない者からの提案は受け付けないものとする。

（１）参加希望書の提出方法

ア　提出期限：　令和７年１０月１５日（水）１７時

※受付時間は、伊万里市の休日を定める条例（以下「休日条例」という。）第１条第１項に規定する本市の休日を除く、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

イ　提出場所：伊万里市役所　上下水道部下水道施設課

ウ　提出方法：郵送又は持参

エ　提出書類：

（ア）伊万里市内水ハザードマップ作成業務委託プロポーザル参加表明書

　　　【様式１から様式３及び添付書類】

（イ）使用印鑑届兼委任状【様式５】

（ウ）誓約書【様式６】

（エ）印鑑証明書

（オ）商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書

（カ）直前の期末における決算報告書

（キ）国税の納税証明書〔その３の３〕

（ク）佐賀県税の納税証明書〔未納のない証明〕

　 　※県内本店又は県内の支店等に委任する場合のみ

（ケ）納税状況等確認同意書【様式７】

　　 ※伊万里市内に営業所等を有する場合のみ

オ　提出部数：１部

参加資格の審査結果の通知については、下記のとおりとする。

【１】通知先：参加表明書の提出者全て

【２】通知方法：書面にて

【３】通知時期：令和７年１０月２８日（火）

【４】その他

参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して５日以内（休日条例第１条第１項に規定する本市の休日を除く。）に、書面により説明を求めることができる。なお、説明の求めがあった場合は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して５日以内に書面により説明を行う。

（２）提案書等の提出方法

提案資料の様式はＡ４判の任意様式とする。

提出する提案書等は各参加者１提案とし、仕様書の内容を含んだ提案書等を提出すること。別添「伊万里市内水ハザードマップ作成業務委託仕様書」等の内容を踏まえ、以下のとおり提出すること。

ア　提出期間

　令和７年１０月１５日（水）～令和７年１１月４日（火）午後５時１５分

※受付時間は、休日条例第１条第１項に規定する本市の休日を除く、午前８時３０分から午後５時１５分とする。

イ　提出場所　参加表明書の提出先場所と同じ。

ウ　提出方法　郵送又は持参

エ　提案書の作成要領

①会社概要及び関連業務の実績

②提案書の基本構想

③仕様書を踏まえた業務計画

④業務実施体制

⑤業務工程表

（３） 注意事項

提案書

①ページ番号を付けＡ４版で作成し、Ａ４版以外の用紙を利用する場合は、Ａ４版に合わせ折込むこと。なお、様式については特に指定しない。

②参考資料として業務経歴の詳細を示すリーフレット等の提出は認める。

③プロポーザルの提出に必要な費用は、全額提案者負担とする。

④提出書類に虚偽の記載をした場合、当該プロポーザルを無効とし、以後書類の提出は受け付けない。

⑤提出された書類の内容について電話等で問合せをする場合がある。

⑥提出されたプロポーザルが不採用となった場合も返却しない。

⑦提出された書類の提出期限後の差替え、変更、再提出及び追加は認めない。

⑧提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることができる。

　　⑨提出できる提案数は各提案者に１件のみとする。

見積書

①用紙の大きさはＡ４版とする。

②見積書と算出根拠となる内訳書を併せて提出すること。

③見積書の様式は任意とし、税抜額を記載すること。

④見積書には使用印鑑届兼委任状の会社印、代表者印を押印すること。

⑤内訳書の様式は任意とする。

⑥提出後は一切の変更を認めない。

⑦提出された見積書の返却はしない。

**８ 選定方法**

事業者の選定は、参加資格に該当する事業者からの公募により、委託業務に係る提案書等の提出を受け、内容の審査を行ったうえで、総合的に最も優れた内容であるものと認められた者を選定する。（評価点：１８０点、価格点：２０点、合計：２００点）

（１）審査基準

審査及び評価項目、評価点は次のとおりとし、最高得点者を本業務の候補者として選定する。なお、最高得点者が複数となった場合は、審査委員会の協議により順位を決定し、順位が上の者を本業務の候補者として選定する。

また、選考において、審査委員会各委員の評価点が１００分の６０に満たない場合は、候補者として選定しない。

【一次審査】（３０点満点）

　○事業者の経験、能力（３０点）

①類似業務の受注実績が豊富にあるか。

一次審査は上記項目で審査を行い、上位５社の二次審査を行う。一次審査が同点で５社以上になる場合には、価格が安い事業者を優先する。

【二次審査】（１５０点満点）

　○業務の実施方針・体制（１５０点）

①仕様書記載の内容で提案がなされているか。

②ハザードマップが見やすいデザイン提案になっているか。

③本業務の成果をより良いものにする、独自の提案があるか。

④業務を行う人員が適正に確保されているか。

⑤著作権の取り扱いが適正に行われるか。

⑥自社のみで業務を遂行できるか。

　○価格点（２０点）

①本業務に係る見積額

（２）一次審査（書類審査）

①参加資格及び適格要件を満たしているか否か審査する。

②提出された「伊万里市内水ハザードマップ作成業務委託プロポーザル参加申込書」及び業務実績、経歴を証明する資料、見積書を確認し審査する。

③提出があった企画提案書の数が５件を超えた場合にあっては、上位５位程度までの企画提案を第二次審査の対象とする。また、５件を超えない場合は、全ての企画提案をもって第二次審査を行う。

【適格要件】

ア 見積額が予定価格（見積限度額）以下であること。

※ 見積額が予定価格（見積限度額）を超える場合は、本プロポーザル方式による事業者選定において失格とする。

イ 参加申込書が期限内の提出であること。

※ 期限を超過しての提出は失格とする。

（３）二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査で選定された５社に対して、審査委員会がプレゼンテーション審査を行う。

①事業者は、提出した提案書及び見積書をもとにプレゼンテーションを行う。

②プレゼンテーション用の追加資料は受け付けない。なお、提案書の提出時に参考資料として業務経歴の詳細を示すリーフレット等の提出は認める。

③プレゼンテーションで、パソコンなどの機材が必要な場合には、事業者側で準備すること。

④プロジェクター、スクリーン、延長コードは、市で準備する。

⑤準備１０分以内、説明２０分以内、質問１０分程度を予定。

⑥出席者 ３人以内

（注）出席者のうち１人は、本業務に従事する主任技術者とする。

⑦審査後、各委員の採点を集計し、最も点数の多い事業者１社を選定する。

**９ 選定結果の通知**

（１）一次審査の結果は、令和７年１１月１０日（月）までに書面にて通知する。

（２）一次審査により選定された業者は、令和７年１１月２１日（金）（予定）に二次審査を実施する。

（３）二次審査の結果は、速やかに書面で通知する。

（４）その他

参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して５日以内（休日条例第１条第１項に規定する本市の休日を除く。）に、書面により説明を求めることができる。なお、説明の求めがあった場合は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して５日以内に書面により説明を行う。

**１０　契約の締結**

市は、最も優れた提案を行った事業者と本委託業務の締結交渉を行うものとする。ただし、その者が契約締結時までに前記３の参加資格要件を満たしていないと判断した場合や、辞退、その他の理由から契約締結が不可能となった場合には、次点の者と契約締結交渉を行うものとする。

**１１　支払方法**

検査完了後に一括払いとする。

**１２　その他**

（１）費用負担

提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を提案者の負担とする。

（２）言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

（３）参加辞退の取扱い

参加表明書の提出後に応募の辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出る事とし、応募辞退後は、いかなる理由があっても再応募は認めない。

（４）著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方に決定した者が作成した企画提案書等の書類については、伊万里市が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写）することができるものとする。

なお、伊万里市が契約の相手方の作成した企画提案書等の書類を無償で使用しようとする場合においては、予め契約の相手方に通知し承諾を得ることとする。

（５）異議申立て

参加表明者は、本業務におけるプロポーザル実施後、不知又は不明を理由として異議を申し立てる事はできない。

（６）失格条項

参加表明者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査委員会において審査の上、その者を失格とする。

（ア）提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

（イ）提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

（ウ）提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

（エ）提出書類に虚偽の記載があった場合

（オ）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当した場合

（カ）選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を、直接的又は間接的に行った場合

（キ）参加表明書の提出期限以降において、伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けた場合

（ク）本要領に違反又は逸脱した場合

（ケ）ヒアリング又はプレゼンテーションにおいて、正当な理由なく欠席した場合

（コ）費用見積書の金額が、見積限度額を超過した場合

**１３　問い合わせ先**

〒８４８－００２７

伊万里市立花町１５４２－１

伊万里市役所　上下水道部　下水道施設課

TEL：０９５５－２３－２３９９（直通）

FAX：０９５５－２３－２１４７

※本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。